

（再帰反射材）

第133条の2 再帰反射材の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、保安基準第38条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 再帰反射材はテープ状又はシート状で、テープ状の場合の幅は50mm以上60mm以下であること。

二 再帰反射材は損傷し、又は再帰反射面が著しく汚損しているものでないこと。

三 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）、輪郭表示再帰反射材（完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すように取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。以下同じ。））又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。以下同じ。）とする。

四 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。

五 特徴等表示再帰反射材は、輪郭表示再帰反射材よりも明らかに低い反射係数を持つものであること。

2 次に掲げる再帰反射材であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材

3 再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 線状再帰反射材は、地面にできるだけ平行に取り付けること。

二 輪郭表示再帰反射材は、地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。

三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行となるようにするとともに、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行となるようにすること。

四 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては運転台（バンパその他の付属品を含む。）をいい、被牽引自動車にあっては連結装置を除く部分をいう。以下この号及び第211条の2第3項第4号において同じ。）の前端及び後端からそれぞれ最も近い位置に取り

付けられている再帰反射材までの距離が600mm以内のできるだけ前端及び後端に近い位置に取り付けるようにするとともに、その長さの合計が当該自動車の長さの80%以上となるようにすること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

五 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、その長さの合計が当該自動車の幅の80%以上となるようにするとともに、自動車の最外側からできるだけ近い位置にあること。この場合において、水平方向の再帰反射材が重なる部分は連続しているものとみなす。

六 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、前2号の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔がそのうち短い方の長さの50%以下である場合においては連続しているものとみなす。

七 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部に取り付けるものの下縁の高さは、地上0.25m以上2.1m以下（自動車の構造上、それらを地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1mを超えるできるだけ低い位置）となるようにするとともに、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部に取り付けられるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置となるように取り付けること。

八 第1項第3号に規定する部分輪郭表示再帰反射材のそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークは、互いに直角であり、かつ、一辺の長さが250mm以上のテープ状の再帰反射材とする。

九 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。

十 自動車の後面に備える再帰反射材は、その反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影したものが互いに200mm以上離れるように取り付けること。

十一 自動車の後面に備える大型後部反射器は、第5号の規定により再帰反射材の長さを合計する場合において、再帰反射材の一部とみなすことができる。

十二 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分より自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲内においてすべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。

十三 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前端及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分より、自動車の前端にあっては前方向に15°傾斜させた平面、その後端にあっては後方向に15°傾斜させた平面、によりそれぞれ囲まれる範囲内においてすべての位置から反射部の80%以上の部分を見通

すことができるものであること。

4 次に掲げる再帰反射材であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材

二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の指定を受けた自動車に備える再帰反射材と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた再帰反射材又はこれに準ずる性能を有する再帰反射材